

第1章 計画の基本的考え方と背景

1 計画策定の背景

(1) 今日の環境問題

今日、世界規模で人間活動が増大し続けており、地球環境に大きな負担がかかっています。これに伴い、気候変動や生物多様性[※]の損失といった様々な形で地球環境の危機がもたらされ、災害の激甚化等、私たち、そして将来の世代の安全・安心な生活基盤も大きな影響を受けるおそれがあります。

また、日々の生活の中でも都市化や生活スタイルの変化による廃棄物の増加、不法投棄、騒音、水質汚濁、鳥獣被害等多くの課題が残されています。

このような多様な環境問題を解決し、将来の世代が安心して歩んでいける社会を実現するためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の経済・社会システムや日常生活を見直し、社会を大きく転換(パラダイムシフト)していくことが必要不可欠です。

世界では平成27年に「持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」が採択され、時代の転換期を迎えました。

社会を変えるためには、私たち一人一人の日々の考え方や社会経済活動、生活様式の在り方そのものを変えていくことも重要です。今後は市民・事業者・行政の各主体が責務と役割を適切に認識、分担しながら、参画と協働のもとで環境保全に関する取組をさらに発展していく必要があります。

※ せいぶつたようせい
生物多様性

生き物の豊かな個性とつながりのことを指す。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは？

「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：「国際連合広報ホームページ」

(2) 計画策定の背景

鹿児島県の最北端に位置する本市は、出水山地をはじめ、市域を取り囲むように緑豊かな山林が分布しており、青くきらめく恵み豊かな八代海に面した自然豊かなまちとなっています。本市の北西部に位置する、荒崎地区や東西干拓地を中心とした「出水ツルの越冬地」は、毎年10月中旬から翌年の3月頃まで、世界に生息するナベヅルの総個体数の約9割、マナヅルの総個体数の約5割が越冬する国際的に重要な越冬地であり、この豊かな自然環境を保全し、将来の子ども達に引継ぐために「出水ツルの越冬地」として、令和3年11月18日に国内で53番目となるラムサール条約湿地に登録されました。また、国内で初めての事例となる「ラムサール条約湿地自治体」認証を目指しています。

さらに、麓地区には武家屋敷等の歴史ある町並みが残されており、本市はツルと歴史のまちとして知られています。

このように、豊かな自然と歴史ある文化が息づいている一方で、一部小河川における水質汚濁等、都市・生活型公害や水害をはじめとする自然災害などの発生が懸念されています。



出水ツルの越冬地

※ ラムサール じょうやくしつち 条約 湿地

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」の締約国は、自国の湿地を条約で定められた国際的な基準に従って指定し、条約事務局が管理する「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載する。この登録簿に掲載された湿地を「ラムサール条約湿地」という。

※ ラムサール じょうやくしつち じちたい 条約 湿地 自治体

湿地の保全、再生、管理への地域関係者の参加、普及啓発、環境教育等の12項目が国際基準に該当していることを認証された自治体を指す。自治体のブランド化、地域における湿地の保全や賢明な利用の推進を図ることを目的とする。

これらの背景を踏まえ、旧出水市では、平成11年10月に本市及び地球環境の保全のために、現在から将来にわたって恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない社会を築くこと等を目的とした出水市環境基本条例（旧出水市）を制定し、平成14年3月に本条例に基づいた出水市環境基本計画を策定しました。

近年、貧困や教育、気候変動、ジェンダーに起因する格差など地球規模の問題に向き合う必要性が訴えられる中、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現させるための「持続可能な開発目標（SDGs）」等が掲げられ、私たち一人一人が積極的な行動を起こし、自らの手でこの限りある地球環境を保全することが求められるようになりました。

今回策定した環境基本計画は、これらの環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、計画期間が令和3年度をもって終了する環境基本計画（平成24年3月策定）の検証と見直しを行った新たな計画となります。

表 1-1 出水市環境基本計画等の策定経緯

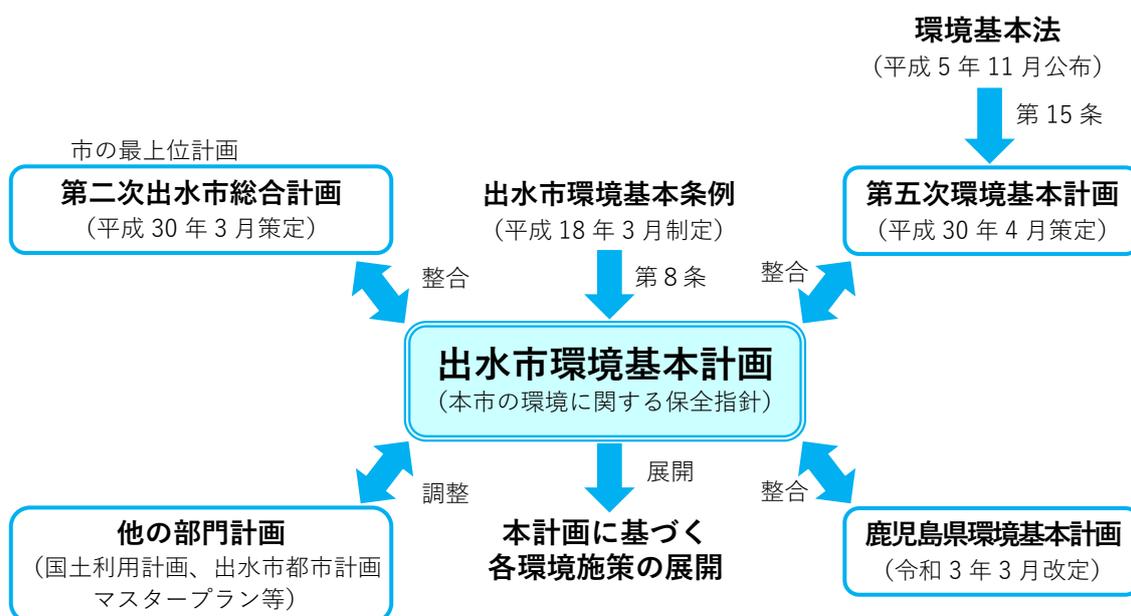
年月	経緯	計画期間
平成 11 年 10 月	出水市環境基本条例制定（旧出水市）	—
平成 14 年 3 月	出水市環境基本計画策定（旧出水市）	平成 14 年 4 月～平成 24 年 3 月
平成 18 年 3 月	出水市環境基本条例制定（合併後）	—
平成 24 年 3 月	出水市環境基本計画策定（合併後）	平成 24 年 4 月～令和 4 年 3 月
令和 4 年 3 月	出水市環境基本計画策定（本計画）	令和 4 年 4 月～令和 13 年 3 月

2 計画の位置付け

環境基本法（平成5年法律第91号）第15条には、国に対する環境基本計画の策定が義務付けられており、これに基づき環境省は平成30年4月に第五次環境基本計画を策定しています。この計画では、「『地域循環共生圏』の創造」、「『世界の範となる日本』の確立」、「これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現」を目指すべき社会の姿としています。

また、鹿児島県においては、国の第五次環境基本計画に基づき『鹿児島県環境基本計画』を令和3年3月に改定しています。

本市の計画は、出水市環境基本条例（合併後：平成18年3月制定）第8条に基づき、第二次出水市総合計画（平成30年3月策定）の下位計画として、当総合計画に掲げられている本市の都市像“みんなでつくる活力都市 住みたいまち 出水市”を環境面から実現するためのものとして、本市における環境の保全と創造等に係る行政の施策に資するための指針として位置付けられます。



3 計画対象地域及び範囲

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、出水市全域（面積329.98平方キロメートル）とします。ただし、環境問題等、広域的な取組が必要なものなどについては、国や県、周辺の市町等と連携しながら課題の解決に努めることとします。

(2) 対象とする主な環境の範囲

本計画が対象とする主な環境の範囲は、以下のとおりとします。

対象分野	主な環境の範囲
低炭素社会	温室効果ガスの吸収源対策、省エネルギーの推進、再生可能エネルギー [※] の推進 等
循環型社会	ごみ排出量の抑制、適正処理の推進、リサイクルの推進、グリーン購入 [※] の推進 等
自然共生社会	生物多様性の保全、外来種の管理、自然景観の保全、鳥獣被害対策の推進、自然とのふれあいの場づくり 等
生活環境	大気汚染、騒音、振動、悪臭の抑制、有害化学物質の管理、水質、土壌の保全 等
その他	環境教育・学習の推進、環境情報の収集・提供、環境保全活動の創出 等

4 計画期間と目標年次

計画期間は、令和13年（2031年）度を目標年次とした10年間（令和4年度から13年度まで）とします。

本計画は、上位計画である第二次出水市総合計画（計画目標年度：令和9年度）の内容や計画期間等との整合を図っています。環境に対する社会情勢や市民のニーズの変化に対応し、本計画を将来とも実効あるものとするために、次期出水市総合計画が策定されたときは必要に応じ見直しを行い、整合を図ることとします。

※ 再生可能エネルギー^{さいせいかのう}

永続的にエネルギー源として利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称で、具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

※ グリーン購入^{こうにゅう}

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は消費生活等、購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

5 計画の構成（基本的フレーム）

本計画の全体像及び構成内容を示した基本的フレームは以下に示すとおりです。

出水市環境基本計画の構成（基本的フレーム）

第1章 計画の基本的考え方と背景

1. 計画策定の背景
2. 計画の位置付け
3. 計画対象地域及び範囲
4. 計画期間と目標年次
5. 計画の構成（基本的フレーム）

第2章 出水市における環境の現状と課題

1. 地域環境の現況把握
2. 地域の意向
3. 旧出水市環境基本計画の検証（環境指標値）
4. 環境上の課題

第3章 望ましい地域環境の将来像と基本目標

1. 望ましい地域環境の将来像
2. 望ましい地域環境の将来像の実現に向けた基本目標

第4章 施策の展開と各主体の取組

1. 施策の体系
2. 各基本目標における数値目標と取組内容
3. 重点施策

第5章 環境配慮指針

1. 環境配慮指針の具体的考え方
2. 環境配慮指針

第6章 計画の総合的な推進方策

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理
3. 市民や事業者の参画
4. 広域的な連携